

年度経営計画

令和3年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

県内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による都市部の緊急事態宣言再発出の影響等により、個人消費、企業の生産活動、設備投資が低迷した状況が続いている。特に飲食業、宿泊業を始めとした商業、サービス業に対するマイナス影響が大きい。その他の業種にあっても事業活動が例年に比べ低調に推移している。

今後、政府によるコロナワクチンの接種開始や大規模な経済対策により、持ち直しの動きに転じることが期待されるが、感染収束への道筋が不透明であり感染拡大のリスクは払拭されないことから、引続き動向を注視していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

予てからの課題である経営者の高齢化・後継者難に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による休廃業・解散が加速する恐れがあるが、中小企業・小規模事業者（以下「企業」という。）は我が国の経済・産業構造を支える担い手であり、その活動と成果が地域社会の発展につながるものであることは言うまでもなく、事業承継支援や販路拡大などの本業支援が求められている状況にある。

また、令和3年で東日本大震災の発災から10年の節目を迎えるが、平成28年台風第10号災害、令和元年東日本台風災害と二重、三重の被害がもたらされた地域もあるなか、当協会としても災害からの復旧・復興に対し、地域や企業の実情に応じた細やかで適切な支援を継続していく必要がある。

(2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和3年度～令和5年度）において、ポストコロナを見据えた中小企業支援を展開することとし、積極的な信用保証と経営支援により地域の持続可能性を高めるとともに、SDGsの趣旨に沿う「金融包摂」の流れに貢献し、また、ESGに取り組む企業を支援すること等により地方創生に寄与するため、中期ビジョンを「岩手を支える中小企業をとことん応援します」と定めた。この中期ビジョンを達成するため、顧客の利便性向上を図るデジタル化や保証協会の社会的使命を全うするための組織風土の変革など、中小企業本位の業務運営を進化させるための自己変革に取り組むことを基本方針とした。

また、「新しい生活様式」によってもたらされる社会、経済の「ニューノーマル（新常态）」に対応するための事業再構築に取り組む企業に対し、その事業性、将来性を見据えて積極的に信用保証を提供するとともに、企業と経営課題及び支援ニーズを共有し、解決に向けて伴走によるきめ細かい経営支援を推進する方針であり、金融機関及び関係機関との連携強化はもとより、全職員のスキルアップ等組織力強化が必要不可欠であり、これらを推進するために令和3年度は、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策に取り組む。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

コロナワクチンの接種開始や政府の大規模な経済対策により、今後、景気持ち直しの期待感があるが、当県はコロナ禍の以前から東日本大震災、台風被災等の影響により財務が毀損し改善途上の企業が多く、ポストコロナに向け資金繰り補填資金や既往借入組替資金、ビジネスモデル転換に必要な資金等、金融・事業改善に係るニーズが多く発生することが予想される。

このような認識のもと、金融支援については財務面のみに捉われることなく、当該企業の事業性、将来性等を加味した上で与信判断を行い、ニーズに合った保証制度・組立提案を行いながら金融機関と連携して積極的な信用保証を提供していくこととし、次に掲げる具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
- (イ) ニーズに応える保証制度の創設
- (ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
- (エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携
- (オ) 顧客の利便性向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

イ 東日本大震災や台風等により被災した企業の復旧・復興支援

(3) 課題解決のための方策

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
 - a 財務改善途上にある企業に対しては、短期継続型保証「5ing」等の疑似資本的な制度を活用するとともに、日本政策金融公庫等の資本金劣後ローンとの協調等も検討しながら、借入の長短バランス組立を考慮し支援する。
 - b 業績が低下している企業であっても、表面財務のみで与信判断することなく、企業訪問、ローカルベンチマークの活用等により、事業性、将来性を理解したうえで積極的な信用保証を行う。

c 「伴走支援型特別保証制度」及び「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の創設趣旨及び内容を金融機関等に周知し、浸透を図る。

(イ) ニーズに corres する保証制度の創設

保証制度検討委員会を立ち上げ、中小企業アンケート結果等により企業ニーズを把握し、県及び市町村と連携しながら地域課題、社会的課題に対応した利便性の高い保証制度を創設する。

(ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

a 適切なリスク分担についての理解を様々な機会を捉えて金融機関に引き続き求め、「連携支援協調パッケージ」の一層の活用を通して金融機関との更なる協調体制を構築する。

b 金融機関に対し、個別案件協議時の他、金融懇談会、業務推進懇談会、勉強会等において、当協会との協調の趣旨と必要性を周知し、連携・協調体制を強化する。

(エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携

保証担当部署と保証統括部署が連携して県及び市町村と情報交換を行い、地域課題等を共有の上課題解決のための融資制度創設等の支援策を検討する。

(オ) 顧客の利便性向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

a 保証プロセス等見直し委員会を立ち上げ、保証業務に関する事務処理プロセスの改善検討を実施し、企業、金融機関の利便性向上と適切な事務処理の両立を図る。

b 事前協議管理及び案件配賦方法の統一的なルールを設けることにより、業務効率の向上と適正化を図るとともに人材育成に役立てる。

c 認証付電子保証書を周知し、協力が得られる金融機関から順次実施することで信用保証業務の電子化を推進する。

イ 東日本大震災や台風等により被災した企業の復旧・復興支援

(ア) 被災企業にはアフターフォロー訪問を行い、適切な金融・経営支援を行うことで復興の下支えをする。

(イ) 債権買取先でエグジットを希望する企業には、適時適切なタイミングでリファイナンス対応することで金融正常化に寄与する。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

当協会では「経営支援強化促進補助金事業による専門家派遣」、「経営改善計画策定支援（405事業）」等を活用し、企業との信頼関係

を構築しながら積極的に経営支援を行ってきた。昨年度はコロナ禍に対応する金融支援が業務の中心となったため、件数は例年よりも少なかったが、課題抽出・解決力や金融機関との情報共有・連携面はより進んだものと認識している。

今後は、従前からの創業支援、事業承継支援に加えて、ポストコロナを視野に入れたビジネスモデルの転換等の支援ニーズが増加するものと予想されるため、金融機関や支援機関等と緊密に連携しながら経営支援の更なる充実を図ることが求められる。

このような現状認識のもと、ニーズに対応したきめ細かい経営支援を実現するため、次の具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援
- (イ) 創業、事業承継支援の強化
- (ウ) 金融機関と連携した伴走支援
- (エ) 企業再生への積極的な取り組み
- (オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携
- (カ) 経営支援の効果検証
- (キ) 経営支援の組織的レベルアップ
- (ク) ファンドへの出資の検討

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援
 - a 企業情報の収集に加え McSS や業種別審査辞典を活用する等により仮説を立てた上で面談を行い、総合的判断に基づき経営課題を抽出し、経営者と共有する。
 - b 共有した経営課題及び課題解決に向けた改善の方向性に対する最適な支援ツールを提案し、伴走支援を行う。
- (イ) 創業、事業承継支援の強化
 - a 創業案件は、創業者と面談の上、創業支援パッケージ及び女性起業家支援チームの活用や日本政策金融公庫・商工団体との連携協調を行いながら、安定成長に向けた総合支援を実施する。
 - b 事業承継案件は、面談を重ねることにより関係性を構築し、専門家派遣による承継支援、事業承継ネットワークへの橋渡し、事業承継特別保証の利用促進を行う。

- c 各種セミナーを実施し、創業、事業承継の気運を醸成する。
- (ウ) 金融機関と連携した伴走支援
 - 効果的な本業支援を実施するため、企業の経営課題、改善の方向性を金融機関と共有し、それぞれが持つ最適な支援策を分担して経営改善の伴走支援を行う。
- (エ) 企業再生への積極的な取り組み
 - 事業再生が必要とされる案件には、金融機関、再生支援協議会等と連携して最適な支援案を検討するとともに、経営者保証ガイドライン等を適切に活用しながら支援を行う。
- (オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携
 - a 保証担当部署及び企業支援統括部署は、いわて企業支援ネットワークや商工団体等の支援機関と連携、情報共有の上、企業の経営課題に対して最適な支援機関、支援策を仲介・提案する。
 - b 各機関が実施するセミナー、相談窓口等で連携することで一層効果的になるとと思われるものについては、連携手法について協議の上実施する。
- (カ) 経営支援の効果検証
 - 経営支援をより効果的かつ実効性のある支援とするため、定量的指標を定め検証試行することで効果検証の正式実施に向けた準備を行う。
- (キ) 経営支援の組織的レベルアップ
 - a 保証協会、金融機関等の経営支援に関する成功事例やノウハウ等の情報の横展開、経営支援ミーティング実施による職員間の意見交換、議論を行い、経営支援マインド、スキルの組織的レベルアップと向かうべきベクトルの統一を図る。
 - b 金融機関、専門家等と連携し、目標設定、支援に関する役割分担、スケジュール管理等に関するトータルコーディネートを行うことで、企業の経営課題解決の支援の実効性を向上させる。
- (ク) ファンドへの出資の検討
 - ポストコロナ局面において事業再生を必要としている企業への支援に貢献するため、金融機関、支援機関等と情報交換を行い、連携しての再生ファンドへの出資を検討する。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

延滞、事故、代位弁済の状況は、コロナ禍で全業種的に影響を受けているなか、新型コロナウイルス感染症対策の特別貸付や各種給付金、助成金の効果等により未だ前年を下回る水準で推移しているが、コロナ禍が長期化していることで財務の毀損が進んでいる企業や条件変更の調整不能になっている企業が現出していることから、今後増加に転じる可能性が高く、今まで以上にきめ細かい対応が必要である。

このような現状認識のもと、地域経済における付加価値の源泉である企業の事業継続性を高めるためには、金融機関と協働し、早期に課題・窮境原因把握、改善の方向性検討を行った上で連携支援を行うことが必要であり、次の具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 正常化に向けた期中管理

- (ア) 期中管理の早期対応による正常化支援
- (イ) 金融機関と連携した期中管理

(3) 課題解決のための方策

ア 正常化に向けた期中管理

- (ア) 期中管理早期対応による正常化支援
 - a 延滞先、事故先については、「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」により事業実態、窮境要因及び改善の方向性を把握し、早期に対応方針を明確にした上で正常化に向けた支援を行う。
 - b 信用保証料が延滞している先については、「未収保証料明細表」により業況悪化のシグナルを早期に掴み、延滞原因及び対応策を把握の上、早期解決を図る。
- (イ) 金融機関と連携した期中管理
 - 延滞企業については金融機関と定期的に情報を共有し、必要に応じて金融機関担当者との同行訪問や改善計画に対する実績状況等のモニタリングを実施し、連携して正常化支援を行う。

【回収部門】

(1) 現状認識

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、経営者保証非徴求の増加等により、回収を取り巻く環境は一層厳しさを増していくことが予想される。

このような厳しい環境にあっても、連合会が示す回収部門における基本ポリシーの考え方に則った適正な回収に引き続き努めることとし、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者に対しては、事業再生、金融正常化等に積極的に関与し、提案を行う。

また、効率を重視しながら求償権を行使する義務と費用対効果とのバランスを考慮した管理体制の整備を進める。

(2) 具体的な課題

- ア 適切な対応による回収
- イ 求償権消滅保証による企業再生支援
- ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

- ア 適切な対応による回収
 - (ア) 代位弁済が避けられない案件で一定の回収が見込まれる場合は、代位弁済前の面談の際に回収担当の職員も同席し、返済方針に係る交渉や調査を行うことで代位弁済直後の初動対応につなげる。
 - (イ) 死亡や行方不明により交渉が途絶えている関係人については、顧問弁護士や民間調査機関を活用の上相続人や居所を特定し、速やかに入金交渉を行い、誠意のない関係人に対しては法的措置を検討する。
 - (ウ) 担保物件等は、物件所有者の実情を勘案し、任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置に早期に着手することとし、任意売買の場合は関係人の同意の上信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。
 - (エ) 無担保求償権については関係人の生活実態を把握し、心情等にも配慮しながら適切に回収を行う。
 - (オ) 一定期間定例入金を継続している求償権関係人に対しては、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を図る。
- イ 求償権消滅保証による企業再生支援
 - (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が可能と判断できる先については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関とも連携し、求償権消滅保証等による事業再生を推進する。
 - (イ) 求償権消滅保証等の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証の取組みを推進する。
 - (ウ) 「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて適切に対応する。
- ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- (ア) 管理事務をより効率的に行うことができるよう、時効更新のため本訴を行う際の目安や管理事務停止基準の改正等を検討し、制定する。
- (イ) 回収が見込めず管理の実益に乏しい求償権は早期に管理事務停止措置を講じ、管理事務停止先で求償権整理が可能な先は遅滞なく手続を行う。
- (ウ) 一部弁済による保証人免除に係る弁済額の基準制定に着手する。
- (エ) 保証協会サービサー岩手営業所の利活用やあり方に関する今後の検討のベースとするため、回収効果の検証手法を検討する。
- (オ) 新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、新たなノウハウ獲得のための外部講師による勉強会開催や回収実績の良好な先進協会の視察を検討する。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

- ア ポストコロナを見据えた中小企業本位による中小企業支援のためには、組織力向上のための自己変革が必要不可欠であり、そのために風通しの良い職場環境の構築、顧客の利便性向上と業務の効率化を図るためのデジタル化の推進、職員のキャリアアップのための組織的人材育成等に取り組む。
- イ 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて中小企業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理観向上、コンプライアンス態勢の維持及び反社会的勢力排除の組織的取組みを不断に進めることが重要である。
 - また、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。
 - なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行っていかなければならない。

(2) 具体的な課題

- ア 組織風土の変革
- イ デジタル化の推進
- ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成
- エ 効果的な広報活動の展開
- オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

ア 組織風土の変革

- (ア) 各階層別集合研修において「1on1 ミーティング」研修を実施する等、ミーティングの実施目的等について職員の理解を深める。
- (イ) 職員に対し「1on1 ミーティング」に係るアンケート調査を実施し、課題を抽出の上改善に取り組む。
- (ウ) ストレスチェック及び職員満足度調査結果による組織内部の環境分析を行い、解決すべき組織課題を明確にして効果的な取組事例の情報収集を行い、具体的解決策を検討する。

イ デジタル化の推進

- (ア) 内部会議、研修等をオンラインで実施できる内部環境を整備する。
- (イ) 認証付電子保証書の交付に関し主管課と連携して金融機関、保証協会システムセンター等との調整を行う。
- (ウ) 連合会が進める保証業務の電子化への取組みに係る情報収集を徹底し、主管課と情報を共有しながら必要とする電子化への内部準備を進める。

ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成

- (ア) 効果的に人材育成するため、研修体系に掲げる職場外研修への職員派遣の選定に係る運用の見直しを行う。
- (イ) 中小企業診断士、信用調査検定等の有資格者養成に対する組織的なサポート体制の在り方を検討し、整備する。

エ 効果的な広報活動の展開

広報委員会においてターゲットに応じた効果的なメディア及び効果検証の在り方を検討し、広報体系を整備する。

オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会（年4回）やコンプライアンス担当者会議（年4回）を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき研修等を実施し、組織を挙げて反社会的勢力からの介入、不法・不当要求の排除を行う。
- (ウ) 不祥事再発防止のため、コンプライアンス・チェックシート等の実施、周知により職員の倫理観の向上を図る。
- (エ) コンプライアンス、メンタルヘルス及びマナーをテーマとした職場内研修の実施及びコンプライアンスニュースの発行により職員の啓発活動を行う。
- (オ) 事業継続計画（BCP）に基づく机上訓練を実施する。

- (力) 個人情報の保護に関する点検責任者は、個人データ管理規程等に基づき個人データ取扱点検の年間計画を策定し、定期的に点検・報告を実施する。
- (キ) 各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づいた監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	75,000	85.2	25.3
保証債務残高	360,000	167.4	92.3
保証債務平均残高	375,000	172.5	115.7
代位弁済（元利）	3,000	85.7	390.6
実際回収（元損）	450	88.2	65.7
求償権残高	814	139.1	701.7

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

保証利用ペースの低下が予想されるが、引き続き金融機関との連携を重視しながら、新たに創設される伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証、当協会独自の連携支援協調パッケージ、短期継続型保証「5 i n g」等を活用した積極的な信用保証に取り組むこととし、75,000百万円（前年度計画比85.2%）の計画とした。

<保証債務残高>

保証債務残高はピークアウトすると思われるが、据置期間の利用が多いコロナ対応資金の保証債務残高に占める構成割合は約55%であることからことなどから、残高の歩留まり向上が見込まれる。令和2年度末残高から一定の減少を見込み360,000百万円（前年度計画比167.4%）の計画とした。

<代位弁済>

コロナ禍の影響により後継者不在の企業や従来から体力を疲弊していた企業の休廃業が懸念されることから、代位弁済額は前年を大きく上回っていくものと予想され、通常分2,900百万円、不等価譲渡分100百万円を見込み、全体で3,000百万円の代位弁済とした。

<実際回収>

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少等により回収を取り巻く環境は一層厳しさを増しているが、代位弁済直後の初動を徹底し、「基本ポリシー」に基づき回収に努める一方、求償権消滅保証による事業者の再生や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証人の生活再建支援にも積極的に取り組むこととし、450百万円の回収とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,807	154.5	114.9	1.02
保証料	3,375	168.8	118.4	0.90
運用資産収入	265	97.1	96.0	0.07
責任共有負担金	108	109.1	109.1	0.03
その他	59	64.1	66.3	0.02
経常支出	2,768	138.3	117.9	0.74
業務費	968	98.9	104.6	0.26
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,800	176.1	126.8	0.48
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	0	-	0.0	0.00
経常収支差額	1,039	224.4	107.6	0.28
経常外収入	4,419	99.6	173.4	1.18
償却求償権回収金	74	91.4	58.3	0.02
責任準備金戻入	2,369	178.3	177.1	0.63
求償権償却準備金戻入	39	28.9	28.5	0.01
求償権補てん金戻入	1,937	67.0	204.8	0.52
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	4,701	98.0	133.7	1.25
求償権償却	2,263	67.4	207.0	0.60
責任準備金繰入	2,190	167.8	92.4	0.58
求償権償却準備金繰入	222	173.4	569.2	0.06
その他	26	433.3	185.7	0.01
経常外収支差額	△ 282	78.3	29.2	△ 0.08
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	-	0.0	0.00
当期収支差額	757	735.0	-	0.20
収支差額変動準備金繰入額	378	741.2	-	0.10
基金準備金繰入額	379	728.8	-	0.10
基金準備金取崩額	0	-	-	0.00
基金取崩額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）

- 保証料は、コロナ対応資金の前年度国補助の一部が今年度に繰り越されることから、平均保証料率は前年度より上昇するものと見込んで算出した。
- 運用資産収入は、現在の金利情勢を勘案し、利回りが低下するものと見込んで算出した。
- 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。
- 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
- 信用保険料については、平均保険料率を前年度比微増と見込んで算出した。
- 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。
- 償却求償権回収金は、実際回収が前年度見込比マイナスであることから、同様に見込んだ。
- 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入は、前年度のそれぞれの繰入見込額と同額とした。
- 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。
- 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。
- 責任準備金繰入は、期末保証債務残高見込、所定期限経過債務見込額に所定の割合を乗じて算出した。
- 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年金 融機 中機 関等 出え ん負 担金 ・金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金融機関等	0	-	-
	合計	0	-	-
基金取崩		0	-	-
基金準備金繰入		379	728.8	-
基金準備金取崩		0	-	-
期末 基本 財産	基金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	13,004	102.6	103.0
	合計	22,511	101.5	101.7

制度改革促進基金造成	0	-	-
制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金 期末残高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	378	741.2	-
収支差額変動準備金取崩	0	-	0.0
収支差額変動準備金 期末残高	7,663	104.3	105.2

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		1,071	118.3	97.1
保証料補給 (「保証料」計上分)		1,030	122.6	98.8
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		28	57.1	59.6
損失補償補填金		12	80.0	100.0
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	-	-
借入金運用益		1	100.0	100.0

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.90	△ 0.02	0.02
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.07	△ 0.06	△ 0.02
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.26	△ 0.19	△ 0.03
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.16	△ 0.11	△ 0.02
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.10	△ 0.08	0.00
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.48	0.01	0.04
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	11.08	△ 4.26	0.85
固定比率	事業用不動産／基本財産	3.77	△ 0.21	△ 0.16
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	42.23	△ 0.60	△ 0.73
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	2.63	0.57	2.28
		814		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	15.99		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	0.80	△ 0.81	0.56
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	1.24	△ 0.61	△ 3.62

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。